

# 鼎地区防災計画

平成28年度版

鼎地区自主防災会

# 県地区防災計画 目次

I	計画の目的	1
II	県地区自主防災会の主な活動	1
III	県地区自主防災会の組織	2
	1 自主防災会組織図	
	2 県地区自主防災会本部の組織図	
	3 支部（各区本部）の組織図	
IV	自主防災組織の役割	3
V	平常時の防災活動	5
	1 防災に関する知識の普及	5
	2 防災訓練	5
	3 防災資機材の備蓄・点検	5
	4 危険個所の把握	6
	5 避難路等の検証	6
	6 各種名簿の作成と防災マップ・ハザードマップの活用	7
	7 事業所及び公共施設との連携	7
VI	災害が発生した場合	8
	1 伊那谷断層帯の地震が発生した場合	8
	2 東海地震の警戒宣言が発令	13
	3 その他の災害	15
	4 指定避難所の開錠について	16
	5 安否確認の方法	16

別表 1	自主防災会本部役員・部員名簿	18
別表 2	自主防災組織会員名簿	19
別表 3	安否確認者名簿	20
別表 4	人材バンク登録者名簿	21
別表 5	井戸水の調査、応急避難施設又は避難地	24
別表 6	防災資機材保有状況一覧表	26
(県様式)	被害状況報告	28
(市指定)	避難施設・避難地一覧	31
(市様式 1)	被害状況速報	32
(市様式 3)	避難状況・救護所開設状況報告	33
(市様式 4)	避難者名簿	34

資料編		
1	各家庭での平常時の備え	35
2	各家庭やご近所での非常時における対応	36
3	防災訓練のポイント	37
4	非常持出しチェックリスト	38

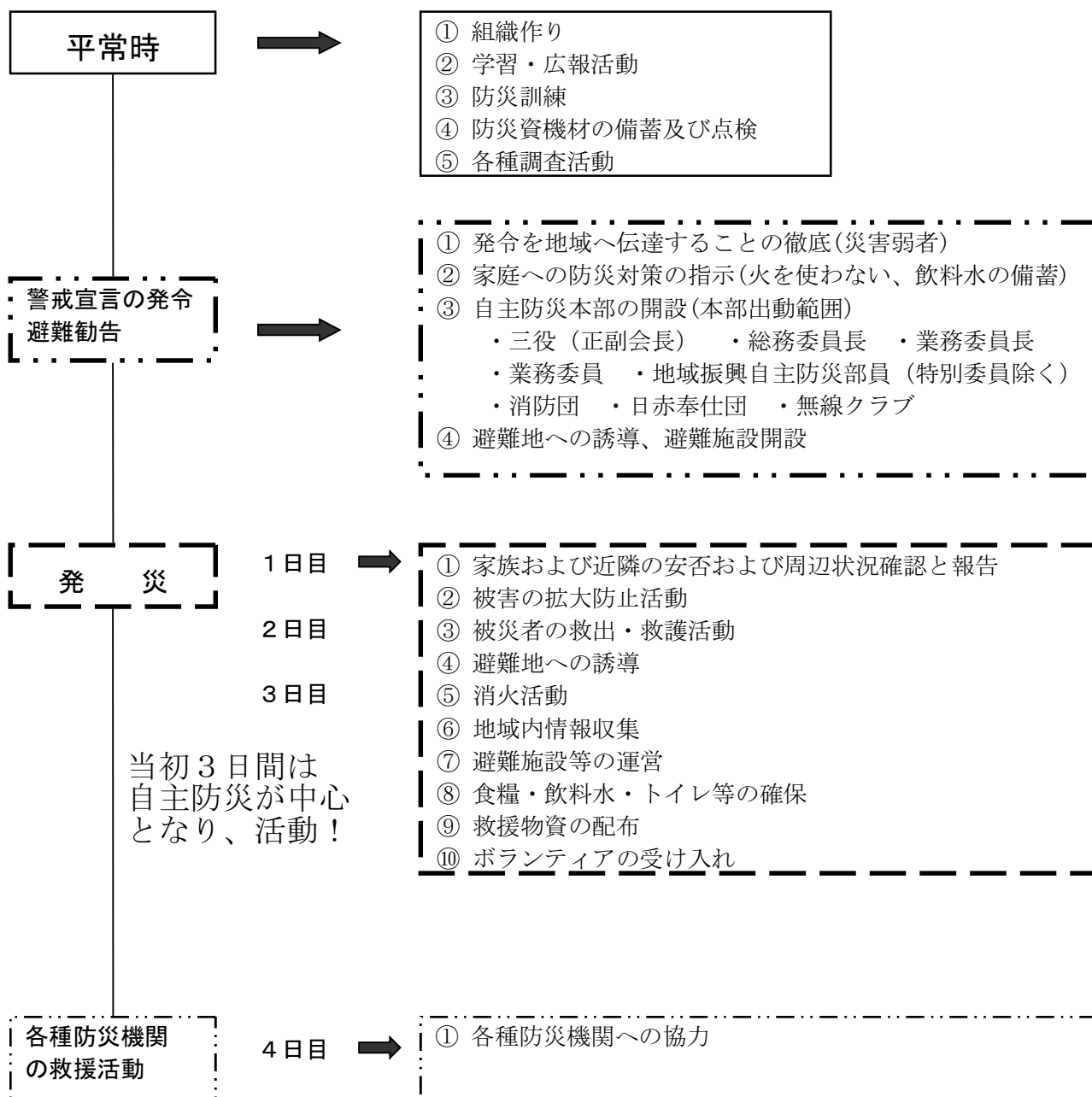
防災備蓄品整備計画	40
県地区自主防災会規約	41

# I 計画の目的

この計画は、県地区に関わる災害に関し、県地区自主防災会の処理すべき事項を中心に、住民及び事業所を含めた総合的な計画として定めたものである。

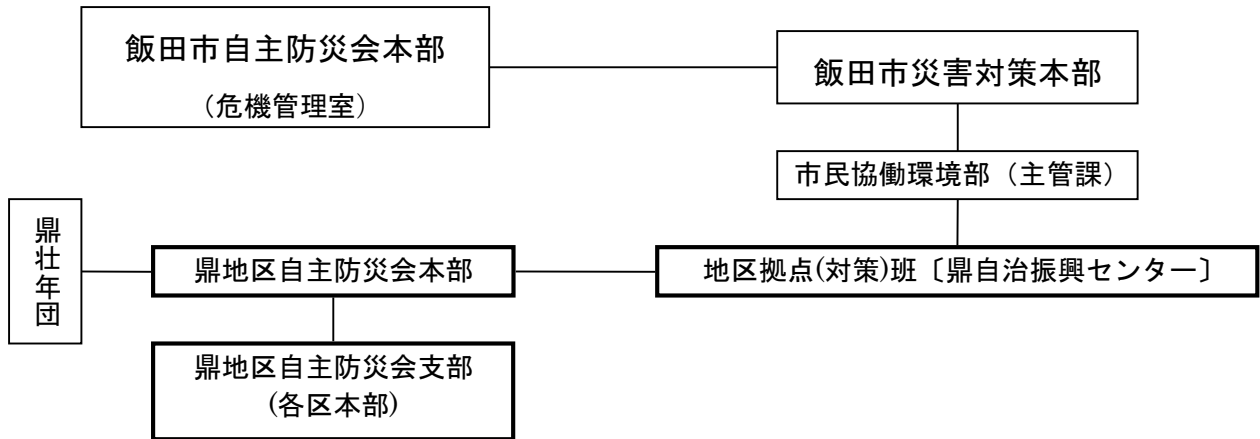
これを有効、適切に活用することによって住民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、住民が一体となったより効果的な防災対策を推進することにより災害防止と、被害の軽減に努め、もって防災の万全を期することを目的とする。

## II 県地区自主防災会の主な活動



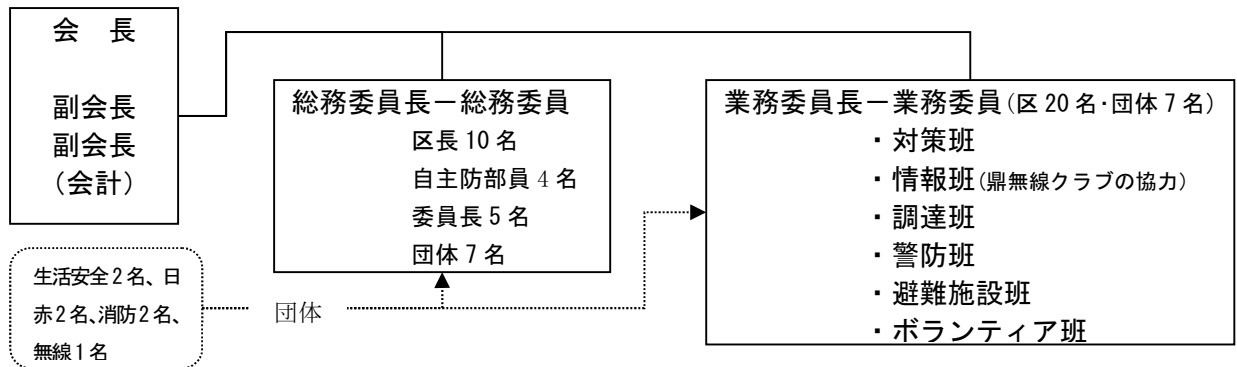
### Ⅲ 県地区自主防災会の組織

#### 1 自主防災会組織図



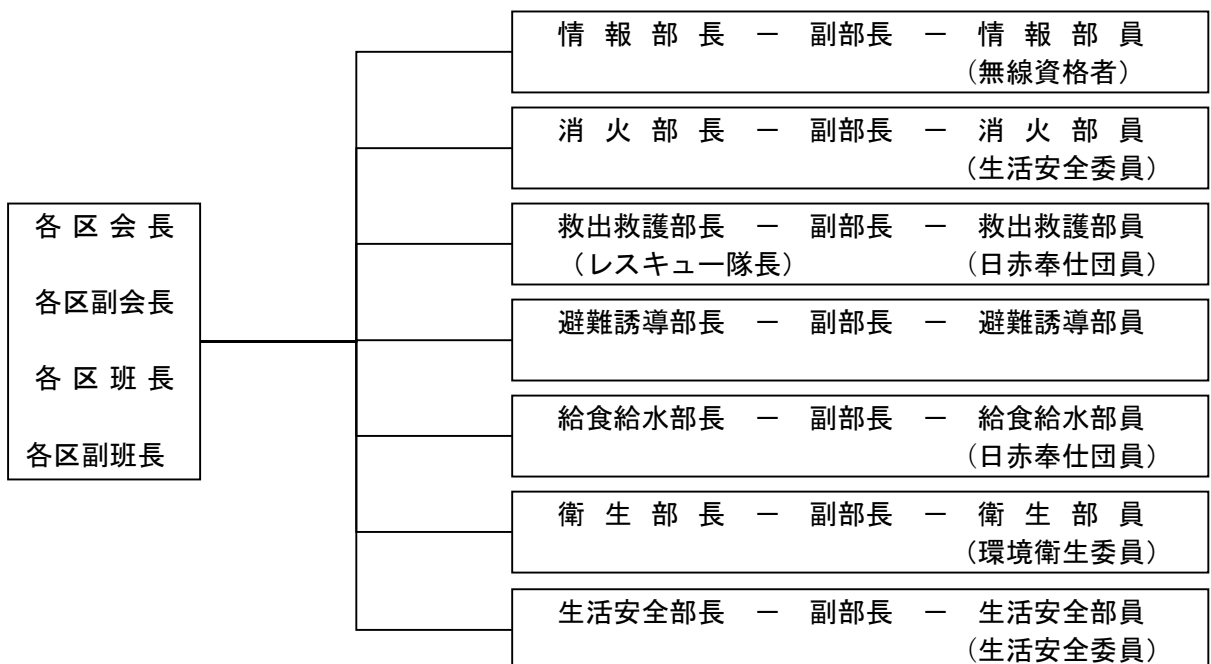
#### 2 県地区自主防災会本部の組織図

自主防災会本部役員名簿 P 1 8 別表 1



#### 3 支部 (各区本部) の組織図

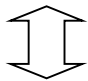
自主防災組織会員名簿 P 1 9 別表 2



## IV 自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限に止めるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など災害に対する備えを行い、また、実際に災害が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。

### 自主防災会の役割分担の一覧

	平常時の役割	災害発生時の役割	
		本 部	支 部
<p>会長 (1 名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織台帳を整備する。</li> <li>・避難所運営組織を検討する。</li> <li>・地区住民へ防災意識の普及、啓発を図り、意識の高揚に努める。</li> <li>・防災訓練を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区災害対策本部を総括し、市災害対策本部と連携を図る。</li> </ul>	
<p>副 会 長 (2 名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記事項につき、会長を補佐する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長を補佐し、会長不在時には、その職務を代行する。</li> </ul>	
<p>防災アドバイザー (必要により1～3名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災研修会等の啓発活動を実施する。</li> <li>・防災訓練計画等に対し助言をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長、副会長に対し、状況に応じた助言を行なう。</li> </ul>	
<p>市地区拠点班長 (市役所鼎自治振興センター) 班長 1名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区自主防災会と連携する。</li> <li>・避難施設を確認する。</li> <li>・避難施設使用方法等の取決めを行なう。</li> <li>・避難所開設訓練を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報班の情報を、市災害対策本部へ報告する。</li> <li>・地区災害対策本部と連携し、地区拠点班を統括する。</li> <li>・地区内の建設業者へ、重機等の車両応援要請し責任者となる。</li> <li>・自主防災会と協力し避難所を開設する。</li> </ul>	
<p>本部対策班 本部情報班</p>  <p>支部情報部 (各区本部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材台帳を作成する。</li> <li>・住宅地図、市道網図、河川図等の防災地図を確保する(安全点検班用も含む)。</li> <li>・地区内の備蓄資機材の把握と点検、整備を行なう。</li> <li>・防災アドバイザーと合同で、地区住民の防災意識を普及し啓発する。</li> <li>・情報収集、伝達訓練を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各班よりの情報を収集し、会長及び市地区拠点班長へ報告する。(ただし、アマチュア無線クラブ等は情報収集に専念)</li> <li>・デマ防止の為、情報を一元化する。</li> <li>・市災害対策本部の情報及び伝達事項を、地区住民及び避難住民へ伝達する。また、広報を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所内掲示板を管理する、及び各種情報を掲示する。</li> <li>・備蓄資機材を運用管理する。</li> <li>・ボランティアとの連絡調整を行なう。</li> </ul>
<p>支部救出救護部 (各区本部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救出活動や負傷者の応急手当、搬送等を習得する。</li> <li>・救出用機材の使用方法を習得する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者や負傷者の救護と搬送を行う。</li> <li>・災害弱者の安全確認を行う。</li> </ul>	

	平常時の役割	災害発生時の役割	
		本 部	支 部
本部調達班  支部消火部（各区本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器の使い方及び消火訓練の実施</li> <li>・火災予防活動</li> <li>・消火の為の水利の調査</li> <li>・救助用資機材の調達先の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出火防止活動を実施する（広報）。</li> <li>・市地区拠点班長と連携し、救助用資機材を調達する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火活動</li> <li>・被害状況を情報班へ報告</li> <li>・防災関係機関と協力し、人命救出救助活動を行なう。</li> <li>・二次災害の防止</li> <li>・出火防止活動</li> </ul>
本部警防班  支部生活安全部（各区本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地図、市道地図、河川図を利用し区内危険個所の巡回、点検</li> <li>・危険個所を住民へ広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市地区拠点班と連携し、応急復旧の為の重機や車両を調達する。</li> <li>・被害状況を情報班より把握する。</li> <li>・警防対策の判断、立案、指令を行なう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内を巡回し被災箇所を把握する。</li> <li>・被災箇所の応急対策の対応をする。（通行止等）</li> <li>・危険個所を広報する（住民周知）。</li> <li>・防犯パトロールを実施する。</li> <li>・被害状況を情報部（班）へ報告する。</li> </ul>
本部対策班 本部避難施設班  支部避難誘導部（各区本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯台帳等を作成し地区住民を把握する。</li> <li>・応急避難所（一次避難所）、避難路の安全点検を行なう。</li> <li>・避難誘導訓練を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への避難の呼びかけを行なう（広報）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区住民の安否確認や点呼を行なう。</li> <li>・安全な避難誘導を行なう（広域避難所、避難施設）。</li> </ul>
本部避難施設班  ※詳細は避難所開設・運営マニュアル参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所開設方法を検討する。</li> <li>・いざという時に備えた避難所レイアウトを、施設管理者を交えて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所を開設する。</li> <li>・避難所のレイアウトを施設管理者を交え、プライバシーを考慮して設定する。</li> <li>・避難状況を対策班へ報告する。</li> <li>・避難所運営委員会に協力する。</li> </ul>	
本部対策班 本部ボランティア班  支部給食給水部（各区本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水となる水源（井戸、湧水等）を確認する（事前の水質検査）。</li> <li>・救護訓練の実施及び応急手当方法を習得する。</li> <li>・非常持出し品準備の為に地区住民各戸へ啓発活動を行う。</li> <li>・炊き出し用具の点検や準備を行なう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急救護所を設置し、必要に応じ救護所、医療機関へ重傷者を搬送する。</li> <li>・遺体を仮安置する。</li> <li>・救援物資配分へ協力する。</li> <li>・状況を対策班へ報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急救護活動を行う。</li> <li>・炊き出し活動を実施する（材料、燃料の確保）。</li> <li>・飲料水を確保する。</li> </ul>
本部避難施設班  支部衛生部（各区本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設トイレ、ゴミ処理の対策を検討する。</li> <li>・ガレキ等の廃棄物対策を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所へ仮設トイレを設置する。</li> <li>・し尿対策を行なう。</li> <li>・避難所でゴミ処理、分別の指導と対応を行なう。</li> <li>・薬剤散布含む防疫の対策を行なう。</li> </ul>	

## V 平常時の防災活動

自主防災組織が、災害時に効率的な活動ができるかどうかは平常時からの心構えと訓練が大切です。そのため市民一人ひとりが自主防災活動への参加を通じて防災に関する知識や技術を身につけ防災意識を高め、日頃から十分な準備をしておくことが必要になります。

### 1 防災に関する知識の普及

自主防災組織及び地区自治会を通じ、防災対策等の知識の普及を図る。

- ア 災害が発生した場合に具体的に取り組むべき行動（初動体制、配備）
- イ 自主防災会が果たすべき役割（動員体制と任務分担）
- ウ 東海地震及び伊那谷断層系地震等
- エ 各活動に必要な資機材の整備・操作法
- オ 消火・救出・救護・避難等の行動マニュアル
- カ 発災時に備えて生活必需品の備蓄
- キ 住宅の耐振判断と補強、家具の固定、火災予防、非常持ち出し品の準備等非常時の心構え

### 2 防災訓練

災害時に対応できる体制を整えることを目的に、各種団体等と連携を取り各種訓練を実施する。  
なお、支部（各区本部）の訓練については、地域性を考慮した災害想定のもとで訓練を実施する。

#### （1）本部の主な訓練

- ア 情報収集・伝達訓練
  - ・ 業務委員は被害状況を正確・迅速に把握し、自主防災会長に報告する要領を習得する。
  - ・ 飯田市災害対策本部等の情報や指示事項を正確かつ円滑に住民に伝達する要領を習得する。
- イ 情報把握、対策判断・立案・指令訓練
  - ・ 業務委員は被害状況を正確・迅速に把握し、その対策を判断・立案し、自主防災会長に具申し、決定指令を伝達する要領を習得する。

#### （2）支部（各区本部）の主な訓練

- ア 情報収集・伝達訓練
  - ・ 情報部員が、各組・班等で収集した安否確認や被害状況の報告を整理し、地域内の被害状況を正確かつ迅速に各区本部長に報告する要領を習得する。
  - ・ 鼎地区自主防災会本部等からの情報や指示事項を正確かつ円滑に住民に伝達する要領を習得する。
- イ 初期消火訓練
  - ・ 可搬ポンプの操法、消火器の使い方、バケツリレーなどの消火方法を習得する。
  - ・ 消防水利の位置や地域の状況を把握するとともに、火災現場を想定し、どの消火方法が最も効果的か確認する。
- ウ 救出・救護訓練
  - ・ レスキュー隊を中心に、倒壊家屋からの救出活動や負傷者の応急手当、救護所への搬送などについて習得する。
  - ・ 救出用機材の使用方法について習得する。
- エ 避難誘導訓練
  - ・ 避難の必要性を迅速に判断し、決められた避難地に安全に避難誘導する方法を習得する。
- オ 炊き出し・給水訓練
  - ・ 食料や飲料水の調達、炊き出しや迅速、公平な配分の方法について習得する。

### 3 防災資機材の備蓄・点検

#### （1）防災倉庫

各防災拠点には、各区の実情に合わせて、年次計画的に防災倉庫の設置を進める。

## (2) 鼎地区自主防災会本部

本部の防災資機材については、発電機、投光機、チェンソー、カッター、チェーンブロック、梯子、テント等備蓄しており、常に点検整備を行う。

## (3) 支部（各区本部）

防災資機材の備蓄については、飯田市の自主防災組織施設整備補助制度を利用しつつ、鼎地区自主防災会本部が作成した整備計画により、計画的に充実を図っていく。

なお、防災備蓄資機材の点検等については、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神から、支部(各区本部)が自主的に行う。

# 4 危険箇所の把握

## (1) 災害等危険箇所

下記のアからカについて調査し鼎地区防災マップへ表示する。

- |            |              |            |
|------------|--------------|------------|
| ア 河川災害危険箇所 | イ 浸水災害等危険箇所  | ウ 災害危険箇所   |
| エ 地滑り防止区域  | オ 急傾斜地崩壊危険箇所 | カ 山腹崩壊危険地区 |

## (2) 災害等防災対策

日常のパトロールを通じて危険箇所を発見した場合は、改修を市等へ要望する。特に危険と判断される場合は、所有者・管理者に対し、宅地造成等規制法及び建築基準法に基づく勧告、命令等を行うよう市へ要望する。

# 5 避難路等の検証（避難路、避難施設の耐震度等）

## (1) 避難路の巡回点検

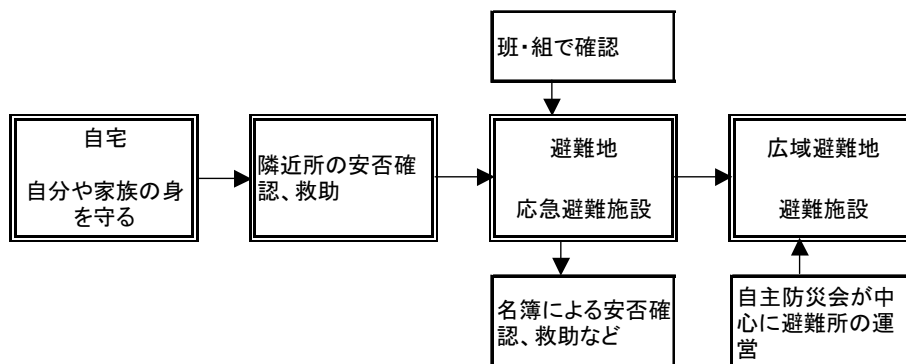
避難路となる主要路線を重点に巡回点検を実施する。また路線沿いの危険箇所についても、付近住民に周知するとともに、順次応急対策等を要望していく。

## (2) 避難場所の周知徹底

避難地区の実情に応じ、平成13年度に作成した防災マップを活用して近所の安全な場所（避難の際の集合場所）、避難地、応急避難施設等を確認し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、応急避難施設へ必需品の備蓄を行う。

## (3) 避難地、応急避難施設の確認

ア 避難地、応急避難施設は事前に班・組で話し合い確認する。



イ 災害時の広域避難地及び、指定避難施設へ行くまでの集合拠点とし、防災上の機能を持たせる。

ウ 避難地への避難距離は原則として1 km以内とし、公園、学校等公共的施設を利用し設定する。

エ 空き地の面積は、原則として1,000 m<sup>2</sup>以上あること。



#### (4) 応急避難施設

- ア 応急避難施設の開設運営は自主防災会各支部があたる。
- イ 災害時の一時避難として避難収容施設へ行くまでの集合拠点であり、防災上の機能を持たせる。
- ウ 応急避難施設への避難距離は原則として1km以内とし、地域コミュニティセンター、保育園等公共的施設を利用して設定する。
- エ 施設は原則として、収容能力が50人以上であること。

### 6 各種名簿の作成と防災マップ・ハザードマップの活用

#### (1) 安否確認者名簿 P20別表3 支部(各区本部)ごとに作成

- ア 安否確認者とは、高齢者のみの世帯であったり歩行が困難であるなどにより災害時に安否確認を要する者とする。
- イ 名簿は、各区自治会の役員及び班長・組長が保管し、緊急時や訓練に活用する。

#### (2) 人材バンク登録者名簿 P21～23別表4 支部(各区本部)ごとに作成

- ア 救急指導員
- イ 倒壊物除去作業技能者
- ウ 無線技能有資格者
- エ 消防ポンプ操作技能者
- オ 水道・電気・ガス応急補修技能者

#### (3) 井戸水、応急避難施設又は避難地 P24～25別表5 支部(各区本部)ごとに作成

- ア 地域内の使用可能な井戸水を確認する。
- イ 応急避難施設又は避難地を、班や組合で話し合い確認する。

#### (4) 防災マップ・ハザードマップ

※ 防災マップは平成13年度に各戸配布し、各家庭や地域における防災の手引き書とした。災害や緊急時に備え各家庭ではもとより地域の自主防災会で開催する訓練・研修会等で活用する。

- ア 支部(各区本部)、消防詰所、防災倉庫
- イ 医療施設・保健薬局、避難地、広域避難地、応急避難施設(給食・給水)
- ウ 貯水槽、消火に利用できる池
- エ 土石流危険地帯、急傾斜地崩落危険区域
- オ 主要道路、河川、井水
- カ ヘリポート、防災行政無線
- キ 公共施設  
市役所 鼎自治振興センター、鼎文化センター、体育館、集会所、公園、グラウンド、  
コミュニティー広場、保育園・幼稚園、小学校、中学校、高等学校
- ク 福祉関連施設  
整骨院・治療院・鍼灸院・マッサージ院、医療用品取扱店、薬局・薬店、郵便局  
マレットゴルフ場・ゲートボール場、公衆トイレ、身障者用トイレ併設公衆トイレ

※ ハザードマップは平成21年度各戸配布した。鼎地区内の土砂災害警戒区域が示されており、その活用を図る。

#### (5) 防災資機材保有状況一覧表 P26～27別表6

防災資機材の整備に合わせて、本部及び支部(各区本部)で保有している資機材の一覧表を作成する。(当別表は飯田市自主防災組織施設整備事業の利用状況を加除して作成)

### 7 事業所及び公共施設との連携

- ア 商工会等と協力し、帰宅困難者の対策の整備とともに、食料・医薬品・寝具・飲料水等の備蓄を依頼する。
- イ 事業所自衛消防隊との相互協力体制づくり。
- ウ 避難施設となる小・中学校・高校及び保育園等との打合せを随時行い、災害時に支障がないよう日頃から連絡調整を図っておく。

## VI 災害が発生した場合

伊那谷断層帯の地震や東海地震などの大地震が突然発生した場合や中小規模の災害が発生した場合に、自主防災組織がどのような活動をするべきかについて常に確認することが必要です。

### 1 伊那谷断層帯の地震が発生した場合

#### (1) 被害予測 (平成14年3月 長野県地震対策基礎調査報告書による)

伊那谷付近を震源とするマグニチュード7.9の地震が発生した場合、飯田市から伊那市にかけて所々で震度7の地震が観測され、天竜川沿いの地域及び諏訪地域では概ね震度6強が観測されます。

諏訪市から伊那市、駒ヶ根市、飯田市に至る伊那谷の低地では液状化による噴砂と液状化に伴う建物倒壊も見られます。

斜面崩壊や道路盛土の崩壊、70箇所に及ぶ橋梁にずれ、段差、落橋が見られ、伊那谷周辺の道路と岐阜方面への道路及び、愛知県・静岡県側へ抜けるルートはほぼ通行できない状況となり、飯田市、駒ヶ根市など伊那市より南側の市町村は孤立することが予想されます。

また、木造建物、非木造建物では合計62,000棟以上が倒壊し、建物の倒壊は、諏訪市から伊那市、駒ヶ根市、飯田市に集中します。特に倒壊建物の多いところは飯田市15,000棟、伊那市12,000棟と予想されます。

全県における焼失棟数は6,000棟、飯田市、伊那市に特に多くの焼失家屋が発生します。死傷者は1,100人、重傷者2,400人、避難者数219,000人です。

上下水道は162,000世帯で断水、都市ガスは24,000世帯で供給停止。電力は149,000世帯で停電し、電話は84,000回線が不通となり、使用可能な電話も輻輳のためほとんどが通話できない状況となる予測です。

#### 飯田市の被害予測 (想定時期：冬季午後6時～7時)

建物被害 (棟)		出火・延焼被害		人的被害			ライフライン			
木造全壊・非木造大破	木造半壊・非木造中破	出火件数 (件)	焼失棟数 (棟)	死者 (人)	重傷者 (人)	避難者 (人)	断水世帯数 (世帯)	ガス供給	停電世帯数 (世帯)	電話支障 (回線)
15,336	15,886	43	807	245	445	47,273	33,166	停止	11,694	18,773

#### 解 説

##### 木造建物

全壊：住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達するもの、または住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達する程度のもの

半壊：住家の損壊が著しいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの

##### 非木造建物

大破：柱・耐力壁が大破壊して建物全体または一部が崩壊に至った状態

中破：柱や耐力か壁にせん断ひび割れが見られる状態

##### 出火延焼

被害想定時期を冬季午後2時～3時とした場合は、出火件数68件、焼失棟数1,399となる。

(2) 突然地震が発生した場合の時間的な経過と自主防災活動

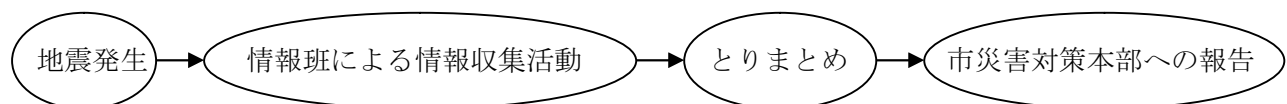
経過	状況	各個人の行動	自主防災活動
0:00	地震発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震の揺れに注意し身を守る</li> <li>余裕があれば火の始末</li> </ul>	
	揺れがおさまる	<ul style="list-style-type: none"> <li>素早く火の始末</li> <li>玄関をあける（出口の確保）</li> <li>火の元確認（ガスの元栓閉め、電気スイッチ・ブレーカーを切る）</li> </ul> <div data-bbox="513 557 948 640" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">山、崖崩れの危険が予想される地域はすぐ避難</div> <div data-bbox="513 665 948 734" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">火が出ても落ち着いて初期消火</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>まずは、家族の安全確認</li> <li>靴を履く</li> </ul> <div data-bbox="513 822 948 880" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">家の中でも危険物がいっぱい</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>みんな無事か</li> </ul> <div data-bbox="513 952 948 1077" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">近隣の安否確認と報告 隣近所に声をかける</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>近所に火は出していないか</li> </ul> <div data-bbox="513 1137 948 1301" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大声で知らせる（笛等で合図） 消火器を使え 漏電、ガス漏れ、余震に注意 被害状況の把握と報告</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>ラジオ、同報無線により情報確認</li> </ul> <div data-bbox="513 1384 948 1442" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">車で逃げるな！</div> <div data-bbox="513 1480 970 1565" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ブロック塀、ガラス、がれきに注意！</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣近所で助け合い</li> </ul> <div data-bbox="1018 456 1445 539" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">見つからない人はいないか？ けが人はいないか？</div> <div data-bbox="1018 1137 1433 1270" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">鼎地区災害対策本部設置 各区災害対策本部設置</div> <div data-bbox="1018 1328 1445 1498" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">情報班による地区内の被害情報 収集 市からの情報を住民へ正しく 伝達</div>
～ 数 時間	火災発見 家屋の倒壊発見 負傷者発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>みんなで消火活動</li> <li>みんな救出活動</li> </ul> <div data-bbox="513 1765 948 1823" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">まちを守る</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調達班・消火部による初期消火活動（ハケツリ、可搬ポンプ等）</li> <li>救出活動</li> <li>ボランティア班・給食給水部による負傷者の応急救護、救護所への搬送</li> </ul> <div data-bbox="1018 1856 1445 1966" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地域の事業所等の協力を得る 困難な場合は消防署等へ要請 無理はしない</div>

経過	状況	各個人の行動	自主防災活動
～ 48 時間	避難生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織に協力して秩序ある避難生活を</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           壊れた家には入らない            助け合いの心を持とう            がまんも大切         </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と協力して避難所運営</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           秩序ある避難所運営            災害弱者に対する配慮         </div>
48 時間 ～ 2 週間	避難生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしを守る</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           安全な暮らし場所の確保            家族・友人・知人等の安否確認            衣食住の確保         </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人や社会的被災地状況の受容</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           避難所暮らしの拠点における            自治、管理体制         </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心と体のケア</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           各団体、地域でのネットワー            クづくり            ボランティアセンターの設置            運営            行政・自主防災会・NPO団            体によるテーマ別情報交換の            システムづくり         </div>

### (3) 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

地域内の被害状況（死傷者や建物、道路等の破損状況等）や火災発生状況を迅速にとりまとめ、市の災害対策本部に報告するようにしましょう。

- ・情報収集を迅速に行うため、事前に調査地域を分けて担当者を決め、地域内の被害状況等、必要な情報を収集します。
- ・被害報告を受けた情報班長は、市地区拠点班長に報告します。  
「被害なし」という報告も災害の全体像をつかむための重要な被害情報になりますので忘れずに報告するようにしてください。
- ・防災無線や市の広報車、テレビ、ラジオで正確な情報を確認し、地域内の各家庭に伝えて混乱が起こらないようにしましょう。（デマ等の防止）



- 自助・・・自分自身、家族の安全確保
  - 近助・・・向こう三軒両隣
  - 共助・・・自らの地域を自らが守る、地域単位の自主防災活動
  - 公助・・・自治体等の支援活動や安全・安心の仕組みづくり

#### (4) 被災者の救出活動

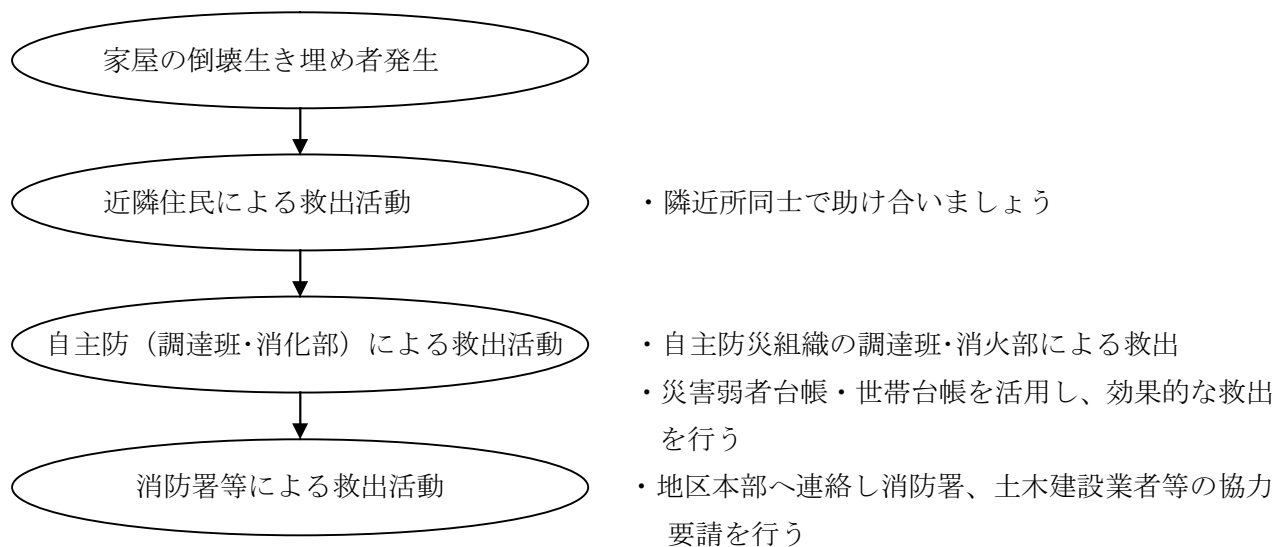
大地震発生時には家屋の倒壊などにより多数の生き埋め者が発生することが予想されます。しかし、消防等の防災関係機関だけでは十分な対応が出来ません。地域の自主防災組織が協力して救出・救助にあたりましょう。

##### ○まずは自分・家族の安全を確認したのち、隣人の救出

- ・負傷者等の居場所の情報を集める。大きな声で叫び反応を見る。
- ・居場所がわかったら救出のための人を集める。人が見える場合は5～10人、見えない時は20人位がよい。
- ・ノコギリ、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープなどの資機材で救出。

##### ○自主防災組織による救出

- ・特技者によるチェンソー、可搬ウインチ、エンジンカッターなどを利用した救出。
- ・被災者の埋没位置、数などを的確に把握しておくこと。

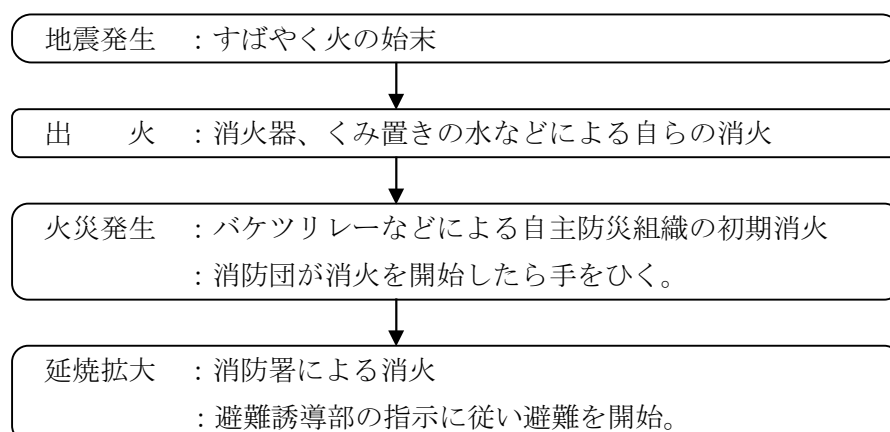


#### (5) 消火活動

地震による火災発生を防ぐためには、各家庭における出火防止対策が一番大切ですが、いざ火災が発生したら地域の自主防災組織が協力して初期消火活動にあたるようにしましょう。

ただし、地域で行う初期消火活動はあくまで火災の延焼を防止することが目的ですので、決して無理はしないように注意してください。消防団員や消防署員が到着したらその指示に従うようにしましょう。

※ 消火栓による同時消火活動は、水圧が低下し消火活動ができなくなることがあります。



## (6) 医療救護活動

大規模な地震が発生した時には大量の負傷者が出ますが、すぐに医者による治療が受けられるとは限りません。負傷者を発見した場合はまず応急手当を行い、重傷患者や中等傷患者は市が設置する救護所に搬送するようにしてください。

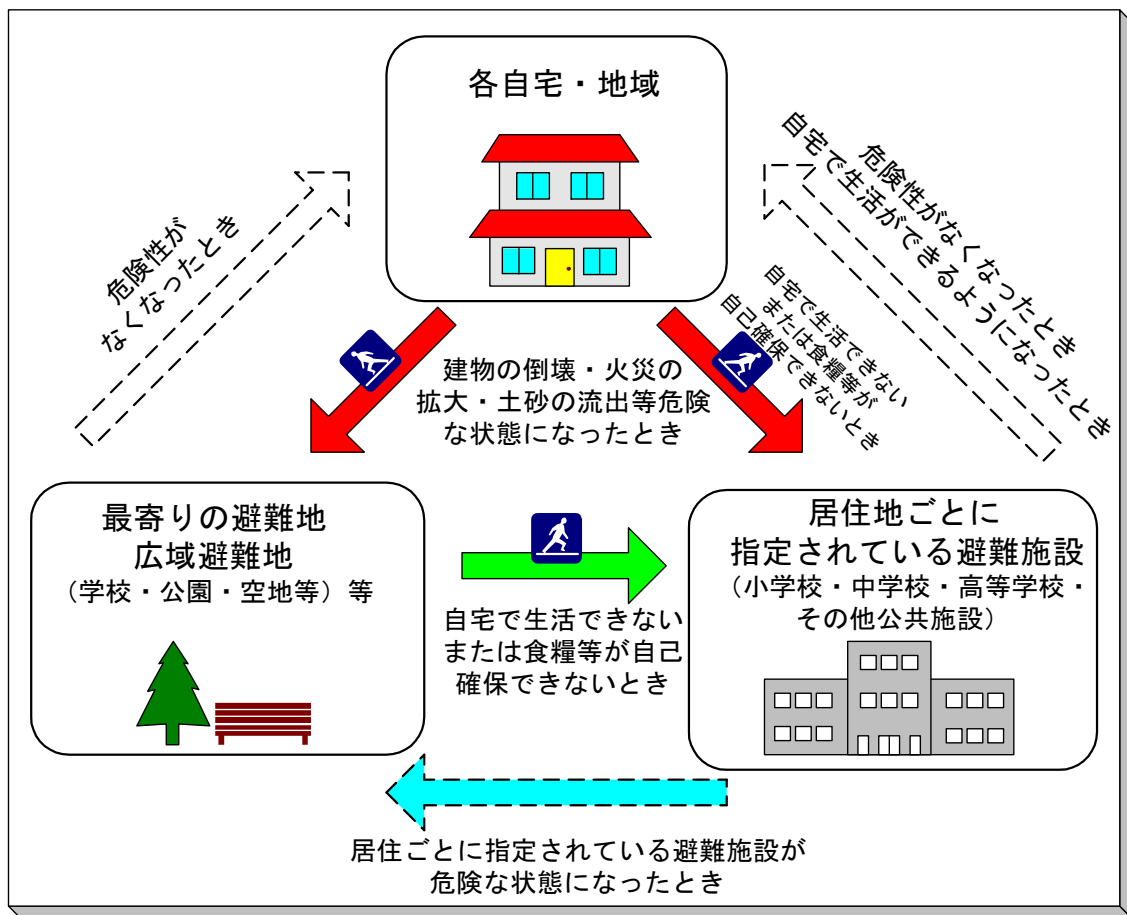
## (7) 避難行動

地域の危険性によって避難の方法が異なります。自分の地域ではどのような避難行動が必要なのか、よく理解しておくことが大切です。

情報の食い違いによる誤った避難行動は危険ですので、必ず正確な情報に基づいて行動するようにしましょう。また、自力で避難することが困難な災害弱者については事前に把握しておき、自主防災組織の中で担当を決めておくなど、逃げ遅れのないように皆で協力することが大切です。

- ①自主防災組織が指定した応急避難場所において、地域住民の安否（世帯台帳等を使用）を確認する。
- ②自宅等被災した住民は、避難施設班・避難誘導部の指示に従い指定の避難場所へ避難する。この場合、被災しなかった住民は、災害弱者を除き、自主防災活動に参加する。
- ③避難にあたっては、責任者の指示に従い、安全な経路を指定する。
- ④避難対象者は、自宅での生活が困難な人とする。
- ⑤避難者名簿の作成。

### 避難のルール



## (8) 避難生活

避難生活は災害による精神的な不安や日常生活の不便、共同生活による不自由などから暗いイメージとなりがちです。自主防災組織を中心に、避難住民がお互いに助け合い協力して秩序ある避難生活が営まれるように努めてください。

特に高齢者や障害者などの災害弱者へのあたたかい配慮が必要です。

あらかじめ避難所運営マニュアルを作成しておきましょう。

## (9) 安全点検

警防班・生活安全部による地区内巡回で、被災箇所を把握し、あらかじめ準備した図面に記入し、被災箇所の応急対策を実施してください。(通行止等の措置)併せて危険箇所の周知を行います。

また、避難所生活世帯の住家を中心に防犯パトロールを実施します。

## 2 東海地震の警戒宣言が発令

### (1) 地震予知

一般的に、「地震予知は非常に困難」とされていますが、予想される東海地震のように、陸地を含む一定の地域で周期的に繰り返し起こっている大地震は、予知の可能性があるとされています。

東海地震の予知は、気象庁などの国の機関が中心となり、歪計などの観測機器を使って24時間監視を行い、観測データの変化をとらえ、それが直ちに東海地震の発生に結びつくかどうかを判定しようとするものです。

### (2) 解説情報と観測情報

判定会の招集基準に至らないものの、観測データに一定の変化が認められた場合、気象庁から「解説情報」と「観測情報」が出されます。

歪計などが普段と異なる変化を示したり、震源域付近で特異な地震が起きた場合、東海地震とは直接関係しないと判断された時に出されるものが「解説情報」です。

一方、すぐに判定会を招集する状況ではないが東海地震との関係がすぐに判断できないため、しばらく様子を見守る必要がある場合には「観測情報」が出されます。

### (3) 警戒宣言の発令

気象庁で観測データが、異常なものであると判断された場合には、直ちに「地震防災対策強化地域判定会」が招集されます。判定の結果、東海地震が発生しそうだという場合には、気象庁長官が内閣総理大臣に報告します。内閣総理大臣は閣議で決定した後、「地震防災対策強化地域」に対して、「警戒宣言」を発令することになります。

#### 警戒宣言とは

「警戒宣言」とは、「2～3日以内（または数時間以内）にマグニチュード8程度の大地震（東海地震）により震度6弱以上の揺れに襲われ、建物等に大きな被害を受ける恐れがあるという警告があり、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や準備を行ってください」という指示です。

#### (4) 警戒宣言が発令されたときの社会状況

警戒宣言が発せられると、皆一斉に準備行動を起こすため、あちこちで大変な混乱が起こることが予想されます。

私たちの身の回りはどうなるのか、社会の動きをよく理解して、素早く安全に行動することが大切です。

《社会状況》

##### ◎電話、電気、ガス

- ・使用可能（できるだけ使わない）

##### ◎水道

- ・使用可能（普段から水をためておく）

##### ◎バス

- ・付近の安全なところまで走行し、運行は中止される。

##### ◎鉄道

- ・最寄りの安全な駅に停車する。

##### ◎大規模スーパー等

- ・原則として営業停止

##### ◎金融機関

- ・原則として営業は停止、現金自動支払機は可能な限り使用継続

##### ◎病院

- ・外来診療は救急患者を除き中止

##### ◎幼稚園、保育園、学校

- ・閉園、閉校。園・学校にいる園児・児童生徒は原則としてすぐ帰す（集団下校）か保護者に引渡す。

##### ◎道路

- ・避難路などを確保するため交通規制や速度規制がされる。車は徐行運転。

#### (5) 判定会招集報の受理・警戒宣言発令時の対応

地震防災対策強化地域判定会が招集されると、市は地震災害警戒本部を設置し地区拠点班を開設します。自主防災組織は地区本部を開設する等、警戒宣言の発令に備えてください。

警戒宣言が発令（判定会召集を含む）された場合、自主防災組織としては、次のような行動が考えられます。

##### ① 自主防災組織本部の開設

活動拠点として、地区自主防災組織の本部を市役所自治振興センター・公民館に設置します。

##### ② 情報の収集・伝達

- ・情報班を組織し、地域毎に担当を決めます。
- ・市からの警戒宣言及び地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認、巡回します。
- ・避難地にすでに避難している人もいるので、応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告します。

##### ③ 初期消火の準備

- ・防災倉庫の可搬ポンプ等、初期消火資機材の点検を行い、準備態勢を整えます。



#### ④ 防災用資機材等の配備・活用

- ・防災倉庫等に保管中の防災用資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認します。

#### ⑤ 家庭内対策の徹底

次の事項について、対策班・調達班が巡回・広報をし、各家庭内対策の周知・徹底を呼びかけます。

- ・家具の転倒防止  
家具類の固定を呼びかけます。
- ・落下物の除去  
タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る等安全対策を施す。
- ・出火防止  
火気危険物の除去、消火器の確認、水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。
- ・備蓄食料・飲料水の確認  
備蓄食料及び飲料水を確認する。

#### ⑥ 避難活動

- ・避難行動
  - ア 山崩れ等危険予想地域の住民に対して市の避難勧告又は指示を伝達し、危険地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させます。避難状況を対策班・情報班が確認後、本部長がチェックし、市に報告します。
  - イ 自力避難の困難な弱者については、必要に応じて、自主防災組織において避難地まで搬送します。（この場合、弱者に必要な物資等を忘れないこと）
  - ウ 避難対象地域外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合等は、付近の安全な空地等への避難をすすめてください。
  - エ 上記以外の住民は自宅にて地震の発生に備えた行動をしてください。
- ・避難生活 **※ 別冊 避難所運営の手引き参照**
  - ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をします。
  - イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の活動に必要な資機材を準備します。
  - ウ 食品、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡を取り、その確保に努めてください。

#### ⑦ 社会秩序の維持

- ・ラジオ、テレビ、防災無線等による正確な情報の収集・伝達に努め、流言飛語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努めてください。
- ・生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力してください。

### 3 その他の災害

- ・風水害等のその他の中小災害については前記に準じて、臨機応変に対応してください。
- ・地区本部の設置については、災害状況により市災害対策本部から指示が出ます。

#### 4 指定避難所の開錠について

県地区全体の指定避難施設となっている県小学校体育館、県中学校体育館に避難所を開設するとき  
は、次の指示伝達系統により開錠を判断し、開錠するものとする。

##### (1) 指示伝達

次のとおり伝達し、学区長の判断により避難所を開設するため施設の開錠を行う指示を出す。ただし、著しい緊急性がありかつ学校長に連絡が取れない場合は、教頭、教務主任の順に伝達し、それでも連絡不能の場合は県自治振興センター所長の判断で開錠を行う。

- ①飯田市災害対策本部から避難所開設の指示がされた場合  
本部→県自治振興センター所長→学校長→開錠
- ②飯田市教育委員会から避難所開設の指示がされた場合  
教育委員会→学校長→開錠
- ③居住住民から避難所開設の指示がされた場合  
住民→県自治振興センター所長→学校長→開錠
- ④学校の判断によるもの

##### (2) 開錠の方法

上記の指示により開設の判断がなされた場合、状況に応じ次のとおり施設の開錠にあたる。

- ①県小中学校長の指定する鍵の保管者（小中教頭および教務主任）が到着が速やかに到着できる場合は、学校担当者が開錠する。
- ②学校担当者がすみやかに施設に到着できない場合、県公民館に保管してある両校施設の鍵を用い、開場するものとする。

開錠は、県地区自主防災会長、自主防災部長、県自治振興センター所長いずれかが指示をし、県地区自主防災会避難施設班、県地区拠点班員（市職員）その他県地区自主防災会本部へ参集する者がこれにあたる。

##### (3) 開錠後の運営

避難所の運営は定められたとおりであるが、学校授業再開を妨げることのないよう心掛ける。

#### 5 安否確認の方法 P 28～30 様式県1～県3

安否確認は原則、次のケースにより実施されたい。

- (1) 公的に（市または自主防災会の判断）安否確認の指示が出た場合。原則、避難を伴う規模の災害が起きた場合が想定されます。広範な災害だけでなく局地的な場合でも考えられます。
- (2) 局地的災害で各区独自で行なう場合。（1）にもあるように、この場合でも情報の提供が必要となる場合があります。

標準的な安否確認マニュアルを以下に示します。.....(1)→(2)→(3)の順に確認する。

##### (1) 家族の安否確認

- ① 地震発生後、揺れがおさまった時点で在宅家族相互に声を掛け合う。
- ② 災害時は、被災地を中心とした地域へは電話が繋がらないので、遠方の親戚などを安否確認

の中継個所としておき、家族および外出者はその親戚などへ安否連絡する。

- ③ 災害用伝言ダイヤル（171）の活用（声を残す）
- ④ 災害伝言板の活用（文字を残す）

### （２）－１ 隣近所の安否確認

- ① 地震発生後、揺れがおさまって数分後に組ごとに定められた場所へ、各家族の在宅者全員又は代表者が集合して、各家族の安否状況、人的被害及び建物被害状況などを組長に報告する。
- ② 組長は、組合内及び近隣組合未加入者の安否状況、人的被害、建物及び道路被害状況などを様式鼎1により取りまとめ班長へ提出する。
- ③ 班長は、組長から提出があった様式鼎1を様式鼎2（集計表）にとりまとめ、各区の災害対策本部へ様式鼎1を添付し提出する。
- ④ 各区災害対策本部は、鼎地区災害対策本部へ被害状況の報告を様式鼎3により報告する。

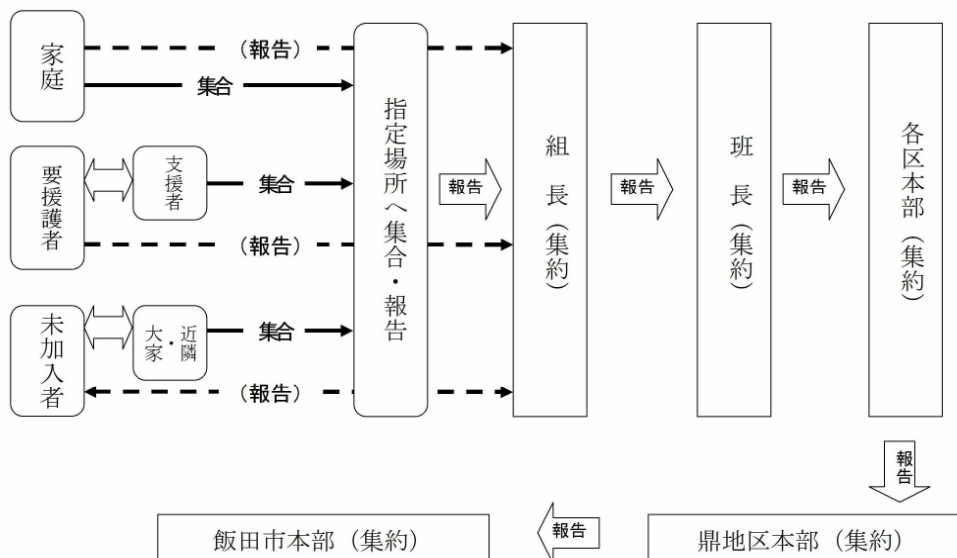
### （２）－２ 要援護者の安否確認

要援護者は「組ごとに定められた場所に集まる」ことが困難であるので、次のとおりとする。

- ① 地震発生後、揺れが治まったら支援者又は隣近所居住者が訪問し、安否状況・人的被害及び移動可能な可否確認を組長、班長経由で地区災害対策本部へ報告するとともに、負傷者がいる場合は、危険の及ばない範囲で救助・救出を行う。
- ② 各区災害対策本部は、災害時助け合いマップの活用と、民生児童委員などによる聞き取りにより、要援護者の安否の再確認を行う。

### （３）組合未加入者の安否確認

アパート等で組合未加入者が居住している箇所は大家と連携を取り、班長の指示で班内居住者（未加入者の近隣の組合加入者等）により、アパート在宅者の安否状況・人的被害の有無を確認する。



### ※安否確認情報の連携利用

各組で行なった世帯の安否確認情報は、小中学校と連携をとる中で、お互いの情報交換を行ないます。

平成28年度 県地区自主防災会本部役員名簿

会 長	■■■ ■■■	■■■	(県地区まちづくり委員会会長)
副会長	■■■ ■■■	■■■	(県地区まちづくり委員会副会長)
副会長(会計)	■ ■■■	■■■	(県地区まちづくり委員会副会長)
総務委員長	■■■ ■■■	■■■	(県地区まちづくり委員会自主防災部長)
業務委員長	■■■ ■■■	■■■	(県地区まちづくり委員会生活安全委員長)
監 事	■■■ ■■■	■■■	(県地区まちづくり委員会監事)
監 事	■■■ ■■■	■■■	(県地区まちづくり委員会監事)
顧 問	■■■ ■■■	■■■	(伊賀良消防署長)
顧 問	■■■ ■■■	■■■	(名古屋交番所長)

総務委員	26名	各区長 地域振興防災部員4名 委員長5名 団体7名	総務委員長 ■■■■ (自主防災部長)
下 山	■■■	■■■	
東 県	■■■	■■■	
西 県	■■■	■■■	
下茶屋	■■■	■■■	
中 平	■■■	■■■	
上茶屋	■ ■■■	■■■	
切 石	■■■	■■■	
上 山	■■■	■■■	
一 色	■■■	■■■	
名古屋	■■■	■■■	
地域振興防災部	■■■	■■■	
地域振興防災部	■■■	■■■	
地域振興防災部	■■■	■■■	
地域振興防災部	■■■	■■■	
生活安全委員長	■■■	業務(長) ■■■	
子どもを育む委員長	■■■	■■■	
健康福祉委員長	■■■	■■■	
環境衛生委員長	■■■	■■■	
公民館・教育文化委員長	■■■	■■■	
生活安全委員会	■■■	■■■	■■■ ■■■
消防団	■■■	■■■	■■■ ■■■
■■■	■■■	■■■	■■■ ■■■
無線クラブ	■■■	■■■	

業務委員	27名	各区2名・団体7名	業務委員長 ■■■■ (生活安全委員会)
下 山	■■■	■■■	■■■ ■■■
東 県	■■■	■■■	■■■ ■■■
西 県	■■■	■■■	■■■ ■■■
下茶屋	■■■	■■■	■■■ ■■■
中 平	■■■	■■■	■■■ ■■■
上茶屋	■■■	■■■	■■■ ■■■
切 石	■■■	■■■	■■■ ■■■
上 山	■■■	■■■	■■■ ■■■
一 色	■■■	■■■	■■■ ■■■
名古屋	■■■	■■■	■■■ ■■■
生活安全委員会	■■■	■■■	■■■ ■■■
消防団	■■■	■■■	■■■ ■■■
日赤奉仕団	■■■	総務兼務 ■■■	■■■ ■■■
無線クラブ	■■■	■■■	

地区

平成28年度 鼎地区自主防災組織会員名簿

支 部 ( 各 区 本 部 )	情 報 部	消 火 部	救 出 救 護 部 (レスキュー部)	避 難 誘 導 部	給 食 部	給 水 部	衛 生 部	生 活 部	安 全 部
会 長	部 長 Tel	部 長 Tel	部 長 Tel	部 長 Tel	部 長 Tel	部 長 Tel	部 長 Tel	部 長 Tel	部 長 Tel
副 会 長	副 部 長 Tel	副 部 長 Tel	副 部 長 Tel	副 部 長 Tel	副 部 長 Tel	副 部 長 Tel	副 部 長 Tel	副 部 長 Tel	副 部 長 Tel
副 会 長	副 部 長 Tel	副 部 長 Tel	副 部 長 Tel	副 部 長 Tel	副 部 長 Tel	副 部 長 Tel	副 部 長 Tel	副 部 長 Tel	副 部 長 Tel
副 会 長	無 線 資 格 者 コール サイン Tel	防 火 防 犯 委 員 会 責 任 者 Tel	日 赤 奉 仕 団 責 任 者 Tel	日 赤 奉 仕 団 責 任 者 Tel	日 赤 奉 仕 団 責 任 者 Tel	日 赤 奉 仕 団 責 任 者 Tel	環 境 衛 生 組 合 責 任 者 Tel	交 通 安 全 会 責 任 者 Tel	
1 班 班 長	Tel								
副 班 長	Tel								
2 班 班 長	Tel								
副 班 長	Tel								
3 班 班 長	Tel								
副 班 長	Tel								
4 班 班 長	Tel								
副 班 長	Tel								
5 班 班 長	Tel								
副 班 長	Tel								
6 班 班 長	Tel								
副 班 長	Tel								
7 班 班 長	Tel								
副 班 長	Tel								
8 班 班 長	Tel								
副 班 長	Tel								
9 班 班 長	Tel								
副 班 長	Tel								

別表3

平成28年度 安否確認者名簿

第6表

この名簿は、原則として組長並びに班長が保管し、緊急時に活用することを目的にしています。高齢者のみの世帯であったり歩行が困難であるなどにより災害時に安否確認を要する世帯について、本人の申告により作成してください。

平成 年 月 日現在

氏 名	区	班・組	自宅の電話番号	避難誘導担当者	非常時の連絡先

別表4

平成28年度人材バンク登録者名簿

平成 年 月 日現在

救急員 〔日本赤十字社救急法救急員、普通救命講習修了者(消防署)、保健婦、看護婦・士など〕 第1表

氏 名	班・組	自宅の電話番号	備 考

平成 年 月 日現在

倒壊物除去作業技能者 (重機運転技能者) 第2表

氏 名	班・組	自宅の電話番号	備 考

別表4

平成28年度人材バンク登録者名簿

平成 年 月 日現在

アマチュア無線有資格者

第3表

氏 名	班・組	自宅の電話番号	コールサイン

平成 年 月 日現在

消防ポンプ操作技能者

第4表

氏 名	班・組	自宅の電話番号	備 考



別表4

平成28年度人材バンク登録者名簿

平成 年 月 日現在

水道・電気・ガス応急補修技能者

第5表

氏名	班・組	自宅の電話番号	該当する技能

## 井戸水の調査

第7表

震災が発生した場合に、飲み水の不足することが予想されます。班ごとに、井戸水の確認をしましょう。

災害時等に、飲むことのできる井戸水について記入してください。

班	組	氏名	電話番号	停電時における状況 (○印をしてください)
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない
				使用 できる・できない

## 「応急避難施設」又は「避難地」に関する調書

第8表

震災が発生した場合に、私たちはまず何をしたらよいでしょう。

震災の規模などにより異なりますが、まずは自分・家族の安全を確認したのち、隣近所の安否確認や被災者の救出活動にあたりましょう。

その後、「応急避難施設」又は「避難地」に一時的に集合し、様子を見たり集団を形成します。

更に避難が必要になった場合には、「避難施設」又は「広域避難地」に避難することになります。

そこで、班や組合で話し合い、「応急避難施設」又は「避難地」を決め、地域で確認しましょう。

◆「応急避難施設」とは、広域避難所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所で、地区の集会所、公民館などをいいます。また、「避難地」とは同じ目的の、広場や公園などをいいます。

◆班又は組合単位で記入してください。

班	組	「避難地」又は 「応急避難施設」	責任者氏名	電話番号

# 防災資機材保有状況一覧表

別表 6

- 1 救助・救出用具の数量は、1編成10名(指揮1名、救出5名、救護2名、消火2名)の計算、300世帯に1編成を基準とする。  
 300世帯以下の支部(各区本部)・・・1編成  
 301以上600世帯以下の支部(各区本部)・・・2編成  
 601世帯以上の支部(各区本部)・・・3編成
- 2 網かけの資材・機材は総務文教委員会で『とりあえず必要』と判断した資材・機材で(26年度末)

防災資機材名	1編成 基準数	各 区 の 保 有 数										本部 所有	地区 合計	日 赤
		下山	東  鼎	西  鼎	下茶屋	中  平	上茶屋	切石	上山	一色	名古熊			
<b>安全装備等</b>														
ヘルメット	10		15	20	10	21	10	35	25	10	37	30	213	
革手袋	10											0	0	
防塵眼鏡	10		3									10	13	
防塵マスク	10											10	10	
防煙マスク	10											10	10	
<b>破壊器具</b>														
チェーンソー	1		2	1				2		1	1	1	8	
エンジンカッター	1		1									1	2	
手引きノコギリ	1	1	4	3		1	2		1	1	8	5	26	
鉄バール	2	1	2	1		7	1		2	2	8	1	25	
スコップ	2	7	3	7	6	7	2		4	7		10	53	
斧	1		2				2					0	4	
ハンマー	1	5	1	1		6	1		1	6		6	27	
掛矢	1	4	1	1		1	1	2	2	6		3	21	
鉄線バサミ	1			1		1	1		1	2	8	2	16	
大型鉄線切断機	1		1	1								0	2	
ペンチ	2	2				2	2		1	2		0	9	
鉄パイプ												0	0	
つるはし	1		1	2		6	1		2	1		2	15	
<b>救助・救急器具</b>														
油圧ジャッキ	1	1	2	1	1	1	1	1		1	8	1	18	
チェーンブロック			1					1		1		1	4	
かませ木・角材	2											0	0	
クレモナ・トラロープ		3	1					7		1		2	14	
標識ロープ(トラロープ)	1					2	5		2			0	9	
救命用ロープ									5		4	5	14	
担架		9	2	5	2	5	4	1	4	4	5	4	45	2
梯子	1	2		1		1			6			2	12	
脚立			1	2	1		1	1	2	1		1	10	
可搬ウインチ	1											0	0	
救助工具セット			2	1	1	1		1	1	2		0	9	
工具箱									1			0	1	
小型救急箱				2			1				8	5	16	
中型救急箱	3			1		5	2	3	6		2	2	21	
救急セット								2				0	2	
毛布	1					2						40	42	
車椅子								2				0	2	
リヤカー		2	2		1	1	2	1	1		1		11	
三角巾		15				39			22			0	76	
救護資材・医療品						5						0	5	
<b>消火活動器具</b>														
軽可搬式消防ポンプ							1					0	1	
備蓄消火器							9					8	17	
街頭設置防火用水							2	2				0	4	
ホース							2					0	2	
ノズル							1					0	1	
カンソウ							1					0	1	
防火衣・防火靴												10	10	

トビクチ										8	0	8	
バケツ		20		10	30				25	32		0	117
初期消火用具			1									0	1
情報収集伝達器具													
トランシーバー	5	8		1	1			7	8	13	0	38	
無線機	1				8		1				0	9	
携帯無線機							5				0	5	
アマチュア無線機			1								2	3	
無線用ヘッドホン											2	2	
掲示板(ホワイトボード)											1	1	
携帯ラジオ	2	1		1				1		1	8	12	
避難誘導活動													
本部看板(避難所)		11	3								8		22
標旗	1	14		1	12			6	3	12	2		50
ハンドマイク(電気式)	1	15	2	4	6	4	8	5	3	9	2		58
スピーカー			1		1						1		3
照明器具													
ライト	10			4	17	2	1	5	2	36	6		73
発電機	1	1	2	1	1	1	3	1	2	2	3		18
投光機・三脚付き	2	8	1	2	3	3	3	6	2	3	4		38
コードリール		4	2	1	1	2	1	3	2	1	3		20
ヘッドライト			10	5		6		1			0		22
応急復旧材料													
ベニヤ板(耐水)											0		0
丸太(杉)											0		0
針金													0
食糧													
缶入り乾パン											0		0
めし缶											0		0
給食器具													
大なべ						3					1		4
災害対策鍋セット				1									1
炊飯セット								2			0		2
LPGボンベ			1	1	1	1			2	2	2		10
ガスコンロ													0
やかん						13	7				0		20
食器							300				100		400
ガス炊飯器		1	2	1	2	1	1	1	1	1	0		12
まき用かまど			1								1		2
給水器具													
ポリタンク		10			5			10	10		13		48
ろ水器											0		0
生活用品													
毛布											14		14
ポット							5	8			0		13
その他													
任務別腕章				5	108						26	39	178
住宅地図											0		0
電話・無線一覧表								1			0		1
組立テント		11	5	4	1	8	3	2	5	4	8		51
四方幕				1						1	0		2
室内トイレ											1		1
仮設トイレ			3			4				3	1		11
工具								1			0		1
ビニールシート		1		20		2		1	20	20	20		84
砂袋(土嚢用)			200								200		400
一輪車		3		1		5	1		1		2		13
格納庫			1	1				1			0		3
マイクスタンド											2		2
ゴザ											15		15
燃烧皿					1						0		1
防災倉庫		2	1	2	1	2	1	1	1	1	0		12

被害状況報告書(組合とりまとめ)

No. \_\_\_\_\_

記入日時	平成 年 月 日( ) 時 分
地区名	区 班 組 世帯数
鼎地区対策本部←各区対策本部←班長← 記入者	

組合未加入に○	世帯主名	人的被害						住宅被害に○					
		世帯員数	全員無事に○	重体者名 (死者は丸囲み)	負傷者名		安否不明者	全壊	半壊	全焼	半焼	一部損壊	浸水
					歩行不可	歩行可							
例	鼎 太郎	4		次郎		花子	三朗	○					
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
その他特記事項(被害等)													

被害状況報告(班とりまとめ)

No. \_\_\_\_\_

記入日時	平成	年	月	日( )	時	分
地区名	区			班	世帯数	
県地区対策本部 ← 各区対策本部 ←				班・記入者	← 組合	

組	人的被害数						住宅被害数						
	全世帯数	全世帯人数	安全者数	重篤者		負傷者		全壊	半壊	全焼	半焼	一部損壊	浸水
				死亡	重体	歩行不可	歩行可						
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													

その他の被害

種別	内容	場所・規模等
火災	<input type="checkbox"/> 住家(居住・空家) <input type="checkbox"/> 危険物(石油類・ガス類・薬品類)	
	<input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> その他( ) 状況 <input type="checkbox"/> 延焼中 <input type="checkbox"/> 消火作業中 <input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 鎮火	
道路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下	
	状況 <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可(徒歩・車(大・普・軽))	
河川	<input type="checkbox"/> 堤防決壊 <input type="checkbox"/> 護岸崩落 <input type="checkbox"/> 土砂流入(土石流の恐れ 有・無)	
ライフライン	上水道 <input type="checkbox"/> 配管破裂(本管・引込管) <input type="checkbox"/> 断水 <input type="checkbox"/> 水量減少 <input type="checkbox"/> にごり	
	下水道 <input type="checkbox"/> 配管破裂(本管・引込管) <input type="checkbox"/> 逆流	
	電気 <input type="checkbox"/> 停電(電柱倒壊・電線切断)	
	電話 <input type="checkbox"/> 不通(電柱倒壊・電話線切断)	
	ガス <input type="checkbox"/> ガス漏れ <input type="checkbox"/> 供給停止	

被害状況報告(区とりまとめ)

No. \_\_\_\_\_

記入日時	平成	年	月	日( )	時	分
地区名	区			世帯数		
鼎地区対策本部←			区・記入者			←班←組合

班	人的被害数						住宅被害数						
	全世帯数	全世帯人数	安全者数	重篤者		負傷者		全壊	半壊	全焼	半焼	一部損壊	浸水
				死亡	重体	歩行不可	歩行可						
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

その他の被害

種別	内容	場所・規模等
火 災	<input type="checkbox"/> 住家(居住・空家) <input type="checkbox"/> 危険物(石油類・ガス類・薬品類)	
	<input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> その他( )	
	状 況 <input type="checkbox"/> 延焼中 <input type="checkbox"/> 消火作業中 <input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 鎮火	
道 路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下	
	状 況 <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可(徒歩・車(大・普・軽))	
河 川	<input type="checkbox"/> 堤防決壊 <input type="checkbox"/> 護岸崩落 <input type="checkbox"/> 土砂流入(土石流の恐れ 有・無)	
ライフライン	上水道 <input type="checkbox"/> 配管破裂(本管・引込管) <input type="checkbox"/> 断水 <input type="checkbox"/> 水量減少 <input type="checkbox"/> にごり	
	下水道 <input type="checkbox"/> 配管破裂(本管・引込管) <input type="checkbox"/> 逆流	
	電気 <input type="checkbox"/> 停電(電柱倒壊・電線切断)	
	電話 <input type="checkbox"/> 不通(電柱倒壊・電話線切断)	
	ガス <input type="checkbox"/> ガス漏れ <input type="checkbox"/> 供給停止	



## 避難施設・避難地 一覧

- 拠点本部 ・事前配備を含め、各地区で職員配備の必要性が生じた場合、地区自主防災会役員・市職員が集合する施設
- 応急避難施設 ・避難地、広域避難地に危険が及ぶ場合や雨天時等に、地域及び建物の安全が確認されるまでの間、一時的に避難する集会所、公民館等の公共施設。
- 避難施設 ・家屋等が被災した者を収容し、継続して避難をおこなう施設。
- 避難地、広域避難地 ・土砂災害や火災による輻射熱・延焼等から地域及び避難施設の安全が確保されるまでの間、避難する空地  
(要援護者避難所 ・長期の避難生活を強いられる場合、災害弱者等で一般の避難施設での生活が困難な被災者を収容する施設。)

地区	拠点本部 ・避難施設 ・避難地	施設名	所在地	構造	面積	収納能力 (人)	連絡方法
県	拠点本部	県自治振興センター	県上山1890-1	鉄筋コンクリート3階	1,894㎡		22-7100
	応急避難施設	下山福祉センター	県下山833	鉄骨2階	339㎡	130	24-2014
		下山区民会館	県下山707-1	鉄骨2階	462㎡	120	
		県東保育園	県下山538-2	鉄骨平屋	646㎡	250	22-3878
		東県公民館	東県295	木造2階	247㎡	90	24-9551
		西県公民館	西県650-2	木造2階	226㎡	90	
		下茶屋公民館	県下茶屋2123-3	木造2階	182㎡	70	
		県文化センター 県公民館	県中平1339-5	鉄筋コンクリート4階	3,667㎡	1460	22-1284
		県体育館	県中平1339-5	鉄骨鉄筋コンクリート3階	3,336㎡	1330	52-0884
		県コミュニティ防災センター	県中平1958-3	鉄骨2階	462㎡	180	23-5814
		県幼稚園	県中平2242	鉄筋コンクリート2階	739㎡	290	23-2341
		中平公民館	県中平2289-2	木造2階	401㎡	160	52-6465
		上茶屋多目的センター	県上茶屋3458-1	鉄骨2階	293㎡	110	
		切石体育館	県切石4633-1	鉄骨平屋	615㎡	240	23-0748
		切石会館	県切石4492	鉄骨2階	600㎡	240	24-4826
		県中学校武道場	県上山2591-4	鉄骨平屋	488㎡	190	22-0173
		上山区民センター	県上山2959-2	木造2階	466㎡	100	
		一色公民館	県一色220	木造2階	357㎡	140	公衆電話のみ
		下伊那農業高等学校体育館	県名古熊2366-4	鉄骨平屋	902㎡	360	22-5550
		飯田長姫高等学校体育館	県名古熊2535-2	鉄骨平屋	2,033㎡	810	22-7117
		県みつば保育園	県名古熊2339	鉄骨平屋	1,066㎡	420	53-3277
	名古熊公民館	県名古熊1350	鉄骨2階	570㎡	220	24-4300	
	指定避難施設	県小学校体育館	県中平2472	鉄骨平屋	1,571㎡	620	22-0562
		県中学校体育館	県上山2582	鉄骨平屋	1,219㎡	480	22-0173
	避難地	県東保育園庭	県下山538-2		898㎡	350	22-3878
		西県児童公園	県西県84-1				
		県幼稚園庭	県中平2242		800㎡	320	23-2341
		県小学校グラウンド	県中平2472		12,179㎡	4,870	22-0562
		県切石大袋グラウンド	県切石5119-5		9,000㎡	3,600	
		県中学校グラウンド	県上山2582		10,527㎡	4,210	22-0173
		(株)イオン	県一色456		7,100㎡	2,840	22-5531
		飯田長姫高等学校グラウンド	県名古熊2535		23,253㎡	9,300	22-7117
下伊那農業高等学校グラウンド		県名古熊2366-4		24,000㎡	9,600	22-5550	
広域避難地	飯田市矢高中央公園(運動場)	県下山1429		10,000㎡	4,000	22-1284	

## 【市様式1】

本部長	副本部長	部長	課長	班長	班員

## 被害状況速報

受信月日	平成 年 月 日	時間(24時間表示)	時 分	無線・伝令	
発信者	TEL		受信者		
被害状況	発生日時	平成 年 月 日( ) 時 分ごろ			
	発生場所	地区	地図番号 — —		
		目 標 物:	-----		
	種 別	詳細場所:	-----		
		人的被害	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 軽傷 <input type="checkbox"/> 行方不明	人 数	名
		建物被害	住家・非住家(文教施設・公共建物・病院・その他) <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 部分損壊( )		
		火 災	<input type="checkbox"/> 住家(居住・空家) <input type="checkbox"/> 危険物(石油類・ガス類・薬品類)		
			<input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> その他( ) 状 況 <input type="checkbox"/> 延焼中 <input type="checkbox"/> 消火作業中 <input type="checkbox"/> 全焼 <input type="checkbox"/> 鎮火		
		道 路	<input type="checkbox"/> 路肩崩落 <input type="checkbox"/> 土砂崩落 <input type="checkbox"/> 建物倒壊 <input type="checkbox"/> 立木倒木 <input type="checkbox"/> 橋梁落下 状 況 <input type="checkbox"/> 通行不能 <input type="checkbox"/> 片側可 <input type="checkbox"/> 部分可(徒歩・車(大・普・軽))		
		河 川	<input type="checkbox"/> 堤防決壊 <input type="checkbox"/> 護岸崩落 <input type="checkbox"/> 土砂流入(土石流の恐れ 有・無)		
ライフライン	上水道 <input type="checkbox"/> 配管破裂(本管・引込管) <input type="checkbox"/> 断水 <input type="checkbox"/> 水量減少 <input type="checkbox"/> にごり				
	下水道 <input type="checkbox"/> 配管破裂(本管・引込管) <input type="checkbox"/> 逆流				
	電気 <input type="checkbox"/> 停電(電柱倒壊・電線切断) 電話 <input type="checkbox"/> 不通(電柱倒壊・電話線切断) ガス <input type="checkbox"/> ガス漏れ <input type="checkbox"/> 供給停止				
概 要	-----		現場略図		
	-----				
	-----				
	-----				
処 理 状 況	対 応	行政対応( 課) 消防署・消防団( ) 地区拠点班( )	住民対応( ) 防災機関( ) その他( )		
	指 示 事 項	指示日時 月 日( ) 時 分			
		指示を発信した者 班(課)		指示を受信した者 班(課)	
経 過 ・ 結 果	処 理 報 告 日	月 日( )	報 告 者	部 班(課) 氏 名	
	-----				
	-----				
	-----				

避難状況・救護所開設状況〔速報〕報告  
中間

地区

(No. )

災害名			調査報告者	部 班	調査時刻	年 月 日( ) 時 分現在(中間・確定)	
避 難 状 況							
避 難 場 所	開設日時	世帯数	人 数	屋内外 の 別	避 難 状 況	今 後 の 見 直 し	
救 護 所 開 設 状 況							
救 護 所	設 置 場 所	収 容 人 数		実 施 機 関			
		重 傷	軽 傷				

【市様式4】

### 避難者名簿

避難所名 TEL			災害名	作成者	部 班		
No.	氏名	住所	避難日	家庭・住居の状況	退去日	氏名 落着先	備考

# 資料編

## 資料1 各家庭での平常時の備え

### 1 役割分担等

学校や仕事、買い物などの外出時に災害が発生したときに備えて、家族の役割分担、安否確認や避難場所等について、普段からよく話し合っておきましょう。

### 2 飲料水等の貯水

- ア 飲料水3日分（1人1日3リットル）  
ポリタンク等の容器を常備し、衛生的な飲料水を常時確保する。
- イ 生活用水や火災予防のための水を確保するため、浴槽へ貯水しておく。
- ウ 井戸水を活用する。

### 3 食料・生活必需品等の確保

災害復旧が長期化した場合の生活を確保するため、平常時から災害に備え、食糧、飲料水、生活必需品の確保に努める。

## そろえたい災害時の必需品

食料品	家庭で1週間程度の最低生活が出来る食糧を備蓄する。（うち非常食3日分） 乾パン、アルファ米、レトルト食品、缶詰(缶切り、ナイフも忘れずに)
貴重品	現金(小銭も)、預金通帳、印鑑、健康保険証、テレホンカード
衣類	下着(3組)、上着、靴下、タオル、雨具
防災用品	携帯ラジオ(乾電池の予備)、ヘルメット(防災ずきん)、軍手、ロープ
燃料・照明	卓上コンロ(カセットボンベ)、ライター(マッチ)、懐中電灯
医療用品	三角巾、包帯、ガーゼ、消毒薬、常備薬(持病の薬・胃腸薬・かぜ薬・頭痛薬など) ウェットティッシュ、生理用品
赤ちゃんがいれば	粉ミルク、ほ乳瓶、紙おむつ、調乳用の保存水、おもちゃ
生活用品	洗面用具、石鹸、紙皿、紙コップ、ナイフ、箸、ティッシュペーパー
その他	筆記用具、メモ用紙、住所録のコピー、ビニールシート、ビニール袋、 携帯電話(予備バッテリー、充電器)

※P38～P39を併せてご覧下さい

### 4 家具類の転倒・落下防止対策

- ア タンス……L字型金具で、柱に2か所固定する。
- イ 二段重ねの家具……補強金具や粘着テープで、重なり合った部分を固定する。
- ウ 冷蔵庫……背面の壁に金具を二か所つけ、ナイロンロープ等で固定する。
- エ 照明器具……引掛けシーリングはテープを巻いてはずれないようにする。
- オ その他……テレビは低い位置に置く。アイロンなど重くて角のあるものは高いところに置かないようにする。

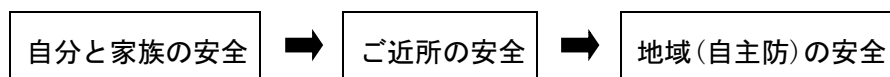
### 5 火災に備えて

消火用バケツ、消火器を備える。

### 6 ブロック塀等の点検

- ア 基礎……コンクリートの基礎は、地下に30cm以上入っていますか。
- イ 塀の高さ……地盤から2m以下ですか。
- ウ 控壁……支えとなる控壁が3.2m以下の間隔で入っていますか。
- エ 鉄筋……鉄筋は縦・横にしっかり入っていますか。
- オ 傾き、ひび割れ……塀が傾いたり、ひび割れていませんか。

## 資料2 各家庭やご近所での非常時における対応



### 1 各家庭での対応

災害が起きたら即避難ではありません。ただし、家屋に被害を受けて居住不能の場合、崖崩れや延焼のおそれがある場合には、すみやかに避難しなければならない。

- ア もう一度火の元を確かめて
- イ ヘルメットやずきんで頭を保護
- ウ 荷物は最低限に
- エ お年寄りや子供に注意して
- オ 避難は徒歩で（ただし、高齢者や障害者のいる家庭では自家用車を利用する。）
- カ 玄関に連絡メモを張り付けて
- キ 近所の人に声をかけて、自主防災会で決められた集合場所へ
- ク 狭い道、ブロック塀、ガケ地などに気をつけて

### 2 近所での助け合い活動のポイント

災害時にそれぞれがバラバラに行動しても、十分な効果を挙げることは出来ません。このようなときこそ、ご近所が心をつなぎ力を合わせて助け合いましょう。

#### (1) 人命の確保が第一です

- ア お年寄りや障害者などの災害弱者を優先しましょう。
- イ 救出にはバール、のこぎり、大ハンマー、ジャッキ、チェーンソーなどが有効です。

#### (2) 応急救護はどうなるか

- ア 災害時には救急車が必ず行けるとは限りません。
- イ 簡単なケガは家族やご近所の助け合いが基本です。
- ウ 家庭や地域で手当が出来ないときは、協力し合って救護所へ搬送しましょう。
- エ ただし、重体の場合は直ちに救護病院(市立病院等)へ。

#### (3) 消火は早くみんなで

- ア 地震では火災が同時に多発することがあり、通常時のように素早く消防車が到達できるかわかりません。
- イ 家庭や地域での初期消火が何より大切です。
- ウ 消火には、可搬ポンプ、消火器、バケツリレーなどが有効です。

#### (4) 情報収集・伝達は正確に

- ア 自分のまわりの状況を正しく把握し、自主防災会長や役員に正確に伝えることが大切です。
- イ 自分勝手の判断や推測は、デマやパニックを生む元です。市や自主防災会などから正しい情報を入手しましょう。

## 資料3 防災訓練のポイント

### 1 本部の主な訓練の種類とポイント

#### ア 情報収集・伝達訓練

##### 訓練のポイント

- ・各区に配置したアマチュア無線クラブ員から情報収集を行う。
- ・正確を期するため筆記用具を携帯し、状況や情報を記録する。
- ・あらかじめ情報連絡一覧表を作成し、漏れのないように連絡する。
- ・二輪車による地区内のパトロール及び情報収集を行う。

### 2 支部（各区本部）の主な訓練の種類とポイント

#### ア 情報収集・伝達訓練

##### 訓練のポイント

- ・正確を期するため筆記用具を携帯し、状況や情報を記録する。
- ・情報の連絡手段として、アマチュア無線を有効に活用する。
- ・あらかじめ情報連絡一覧表を作成し、漏れのないように連絡する。

#### イ 初期消火訓練

##### 訓練のポイント

- ・消火活動と同時に、大きな声で「火事だ！」とまわりに知らせる。
- ・119番への通報訓練を合わせて行う。

#### ウ 救出・救護(レスキュー隊)訓練

##### 訓練のポイント

- ・救出用資機材として何が有効か、実践的な訓練によって見極める。
- ・負傷者の状況をよく観察して応急手当を実施する。
- ・日常から応急手当の仕方を学んでおく。

#### エ 避難誘導訓練

##### 訓練のポイント

- ・特に高齢者、障害者など災害弱者の安全に配慮する。

#### オ 炊き出し・給水訓練

##### 訓練のポイント

- ・電気、ガス、水道が使えない場合を想定する。
- ・避難施設の設備、備蓄食糧等の点検を行う。

## 非常持出し（第1次持ち出し）チェックリスト

大分類	番号	品名	大人2人分	チェック	備考
基本品目（約8kg）	1	非常持ち出し袋	1個		家の中の取り出しやすいところに置く。各家庭で最低1つは用意。
	2	缶入り乾パン(110g)	2個		氷砂糖入り。最低限の食料として。
	3	ペットボトル入り飲料水(500ml)	6本		1人1日3Lの備えが必要と言われるが、持ち運び時の重量の点から半分の「1人1日1.5L×2人分」が妥当か。保存性の良い「スーパー保存水」もある。
	4	懐中電灯	2個		使い慣れたもの、使いやすいシンプルなものを目安に。予備電池の備えも忘れずに、電池不要の手動発電式もある。1人1個がベスト。
	5	ローソク	2本		長時間の使用に適している。
	6	ライター	2個		ローソク・暖房器具への点火などに。マッチより使い勝手が良い。
	7	携帯ラジオ	1台		被災時の情報収集は不可欠。予備電池も忘れずに。
	8	万能はさみ	1セット		ハサミ、ナイフ、カンギリ、セメキなどの機能がある複合ツールがあると便利。「サバイバルナイフ」など。各機能ごとの単品の用意でも可
	9	軍手・手袋	2対		軍手なら熱にも強い綿100%のものを。皮手袋は、ガラスの破片の片付け等で役に立つ。
	10	ロープ 7m～	1本		救助用、避難はしごの代用となる。人の体重を支えられる強度のあるものを。
	11	救急袋	1枚		12～20をまとめて収納する。
	12	毛抜き	1本		とげ抜き、ピンセット等として使える。
	13	消毒薬	1本		
	14	脱脂綿	適分量		
	15	ガーゼ(滅菌)	2枚		
	16	ばんそうこう	10枚～		
	17	包帯	2巻		
	18	三角巾	2枚		
	19	マスク	2枚		防寒用としても。
	20	常備薬・持病薬など	適分量		あわせて処方せんのコピーも。
	21	レジャーシート2畳	1枚		1人1畳分程度。避難先のスペース確保。
	22	サバイバルブランケット	2枚		非常時の軽量防寒ブランケット。
	23	簡易トイレ	2枚～		非常時において、トイレにいけないことはかなり深刻。「簡易トイレ」として市販されている袋型のを備えておきたい。
	24	タオル	4枚～		汚れの拭き取り、ケガの手当、下着の代用など用途は広い。汎用性が高いので多めに用意する
	25	ポリ袋	10枚		大小合わせて10枚程度。雨具の代用としてかぶる等、汎用性が高い。
	26	トイレトペーパー	1ロール		水に溶けるもの。トイレのほか、多用途。
	27	ウェットティッシュ	2個～		水がない時、役に立つ。
	28	現金(10円玉)	約50枚		公衆電話用。100円玉があっても良い。カード系の公衆電話は電気が落ちていると使えない
	29	ガムテープ(布製)	順		伝言メモを貼るなど。
	30	油性マジック(太)	1本		伝言を書く。
	31	筆記用具	1セット		メモ帳と、ペン類。

12～20  
をまとめて  
収納



## 非常持出し（第1次持ち出し）チェックリスト

大分類	番号	品名	大人2人分	チェック	備考
2 必需品・貴重品	1	現金	個々の事情に応じ必要性や分量が異なる		
	2	車や家の予備鍵			
	3	予備メガネ・コンタクトレンズ等			
	4	携帯電話			
	5	預金通帳			コピーや番号の控えなども可。
	6	健康保険証			コピーや番号の控えなども可。
	7	運転免許証			コピーや番号の控えなども可。身分証明。
	8	パスポート・外国人登録証等			
	9	印鑑			
	10	証書類			
3 女性用品	1	生理用品			ガーゼの代用品としても。
	2	ホイッスル付ライト			
	3	鏡			
	4	ブラシ			
	5	化粧品			
	6	おりものシート			下着の代用としても。
4 高齢者用品	1	おむつ			
	2	着替え			
	3	持病薬			
	4	予備メガネ			
	5	看護用品			
5 赤ちゃん用品	1	粉ミルク			
	2	哺乳瓶			
	3	離乳食			
	4	スプーン			
	5	洗淨綿			
	6	バスタオル			
	7	ガーゼ			
	8	紙おむつ			
	9	母子手帳			
	10	玩具			
	11	着替え			
	12	ベビーカー			荷物運搬用としても。

このリストは、阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターで作成したものを参考にし、必要最小限の備えで最初の1日をしのぐことができると思われる物品を示したものです。

# 防災備蓄品整備計画

## 1. 備蓄の方針

災害時には、家屋の倒壊、焼失、流失などにより生活の本拠地や食糧・生活必需品の確保が困難となり、救出や救護活動のための医薬品及び防災資機材の需要も高まる。公的な備蓄品では、各家庭や地域での即応性に対応しがたい部分もあるので、災害時の円滑な対応を図るため、平時より災害時に備えた応急資機材や食糧・生活必需品等の確保を目的とした鼎地区の備蓄の方針を示す。

## 2. 備蓄品の内容

### (1) 公的な備蓄（公助）

- ・食糧
- ・飲料水
- ・その他災害応急用品

### (2) 家庭での備蓄（自助）

#### ◎備蓄品の目安

- ・緊急時携行用非常持ち出し品
- ・家族の3日分程度の食糧、医薬品等、携帯トイレ等
- ・石油ストーブ、カセットコンロ等停電時でも使用可能な熱源及び燃料
- ・携帯ラジオなど情報確保の手段

### (3) 鼎地区で取り組む備品確保（共助）

鼎地区自主防災会及び各区自主防災会では備蓄の基本方針を、各家庭で備蓄が困難な備品で被災時に必要な物を揃えていくこととする。

短期的視点では、市の1/2補助制度を利用し各区必要に応じて物品を購入することとし、鼎地区自主防災会で各区の要望を集約、本部備品と併せ市へ申請を行なう。鼎地区自主防災会予算では相当の予算を確保するが、補助残は購入該当区の負担とするため、実質的な持ち出しは本部備品（日赤を含む）の費用となる。

長期的には、本部備品の充実と、その時々での防災備蓄の考え方を考慮・反映した内容となるが、具体的には市当局と検討する中、今後の課題である。

## 3. 備蓄計画

### (1) 備蓄品の目安

- ・P26別表6における備蓄品のうち、網掛けをしてある物品を優先的に整備していく。
- ・また、被災家屋の住民のほか、通勤・通学者で帰宅困難者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の物資等。

### (2) 備蓄場所

- ・鼎自治振興センター倉庫
- ・各区防災倉庫

# 鼎地区自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、鼎地区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、飯田市役所鼎自治振興センター内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る。」という連帯意識の下、自分たちの地域で自主的に防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び被害の回復を図ることを目的に、応急的な被害回復を図るとともに、連絡調整及び調査研究のための組織とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 鼎地区防災計画に関すること
- (2) 防災に関する知識の普及に関すること
- (3) 地震等に対する災害予防に関すること
- (4) 地震等の発生時における情報の収集、伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給食給水等応急対策に関すること
- (5) 防災訓練の実施に関すること
- (6) 防災資機材等の装備に関すること
- (7) ボランティア等の募集及び組織化に関すること
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第5条 本会は、鼎地区まちづくり委員会（以下「まちづくり委員会」という。）、各区、生活安全委員会、消防団、日赤奉仕団及びアマチュア無線クラブ等必要団体で構成する。

2 本会の執行機関は、総務委員会及び業務委員会とする。

3 本会に監査機関を置く。

4 本会に支部を置き、その細部は、別に定める。

(役員、役員を選出及び任期)

第6条 本会に次の役員を置き、（ ）内の者をもってあてる。

会 長	1名	(まちづくり委員会会長)
副 会 長	1名	(まちづくり委員会総括担当副会長)
会 計	1名	(まちづくり委員会会計担当副会長)
総務委員長	1名	(まちづくり委員会地域振興防災部長)
業務委員長	1名	(まちづくり委員会生活安全委員長)
監 事	2名	(まちづくり委員会監事)

2 役員任期は、（ ）内の各役職の期間とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括し、本会事業の遂行を行う。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代理する。

3 会計は、会の経理を行う。

4 総務委員長は総務委員会を総括し、総務委員会の議長を務める。

5 業務委員長は業務委員会を総括し、業務委員会の議長を務める。

6 監事は、経理の状況を監査する。

(顧 問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

(会 議)

第9条 会議は、総会、役員会、総務委員会、業務委員会及び地域振興防災部会とする。

(総 会)

第10条 総会は、次の者をもって構成する。

- (1) 本会の第5条に定める執行機関及び監査機関
- (2) まちづくり委員会規約第10条第3項に定める代議員
- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が召集し議長となる。ただし、まちづくり委員会の総会と同時期に開催する場合は、まちづくり委員会の総会の議長が本会の議長となる。
- 4 総会は、次の事項を審議決定する。
  - (1) 規約の改正及び廃止に関すること
  - (2) 事業計画及び事業報告に関すること

- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) その他目的達成のために重要な事項

5 総会は、本条第1項の構成員の過半数により成立し、議事は本条第1項第2号に定める者の過半数により決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、総会に次ぐ議決機関とし、次の事項を担当する。

- (1) 本会が目的達成のため、機能的かつ実効ある組織として活動できるよう各機関に指示すべきこと
- (2) 極めて緊急を要する場合で、総会の権限に属すること
- (3) その他役員会で必要と認めたこと

(総務委員会)

第12条 総務委員会は、総会に次ぐ議決機関で、平常時の活動を主とし、次の事項を担当する。

- (1) 総会で委任された事項に関すること
- (2) 総会に提出すべき事項に関すること
- (3) その他業務委員会に属さないこと

2 総務委員は、次の者で構成し、総務委員会は総務委員長が召集する。

- (1) 各区長
- (2) 地域振興防災部 部員全員
- (3) 生活安全委員会 2名
- (4) 消防団 2名
- (5) 日赤奉仕団 2名
- (6) アマチュア無線クラブ 1名

3 総務委員の選出は、本条第2項の各団体からの報告による。

(業務委員会)

第13条 業務委員会は、非常時の活動を主とし、次の事項を担当する。

(1) 有事の際に鼎地区本部（鼎自治振興センター）に出動し、飯田市本部及び各区本部との情報伝達、状況把握、指示等を行う

(2) その他、会長、業務委員長または有事の際、鼎地区本部の責任者等の指示事項

2 有事とは、警戒態勢時も含むものとするが、出動すべき程度等は別に定める。

3 業務委員は、次の者で構成し、非常時以外に開催する業務委員会は、業務委員長が召集する。

なお、業務委員は、その任務の性格上非常時に鼎地区本部に出動可能な者とし、各支部の組織員と重複しないものとする。

- (1) 各区（正副区長以外） 2名
- (2) 生活安全委員会 2名
- (3) 消防団 2名
- (4) 日赤奉仕団 2名
- (5) アマチュア無線クラブ 1名

4 業務委員の選出は、本条第3項の各団体からの報告による。

(地域振興防災部)

第14条 地域振興防災部は、総務委員会に次ぐ議決機関とし、まちづくり委員会執行部内に置き、次の事項を担当する。

- (1) 総務委員会に提出すべき事項に関すること
- (2) 緊急を要する場合で、総会の権限に属すること
- (3) その他、総務委員会及び業務委員会が必要と認めたこと

(事務局)

第15条 本会の事務局はまちづくり委員会の事務局が兼ねる。

(会計)

第16条 本会の会計は、まちづくり委員会に「鼎地区自主防災会特別会計」を設置し、その収入は鼎地区まちづくり委員会特別基金利息会計からの繰入金、市補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則 この規約は、平成11年4月27日から施行する。  
この規約は、平成19年4月28日改正、施行する。